

経営者保証の提供を希望しない事業者さまへ

保証料の上乗せで

経営者保証が不要となる

事業者選択型経営者保証非提供促進  
特別保証制度のお知らせ

令和6年3月15日

保証申込受付開始！

上乗せとなる保証料に対して国から保証申込日に応じて

以下のとおり補助があります。

令和6年3月15日から令和7年3月31日まで 0.15%

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 0.10%

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 0.05%

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください

愛媛県信用保証協会

松山事業部 TEL 089-931-2118 FAX 089-931-2174

新居浜支所 TEL 0897-33-8282 FAX 0897-33-8284

今治支所 TEL 0898-23-0170 FAX 0898-23-0758

八幡浜支所 TEL 0894-22-2003 FAX 0894-23-3137

宇和島支所 TEL 0895-22-6556 FAX 0895-22-6583

※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

# 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度の概要

ご利用いただける方	<p>次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)</p> <p>(1)過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること</p> <p>(2)直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと</p> <p>(3)次のいずれかを満たすこと</p> <p>①直前決算において債務超過でない(※2)</p> <p>②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)</p> <p>(4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること</p> <p>①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること</p> <p>②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p> <p>(5)保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること</p>		
保証限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4.5号の場合は別枠で8,000万円	責任共有制度	責任共有対象 ※セーフティネット保証4号の場合は責任共有対象外
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	一括返済または分割返済	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (据置期間1年以内)
担保	<b>不要(無担保)</b>	保証人	<b>不要(無保証人)</b>
融資利率	金融機関所定利率	添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書
保証料率	<p>ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合 0.70%～2.45% (所定の保証料率に<b>0.25%上乘せ</b>)</p> <p>ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 0.90%～2.65% (所定の保証料率に<b>0.45%上乘せ</b>)</p>		
保証料補助	申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額(※4)		

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 $\geq 0$ 」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 $\geq 0$ 」となること。

※4 詳しくは表面をご確認ください。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については補助の対象外となります。